
第8次稚内市社会教育中期計画

(平成26年度～平成30年度)

楽しく学び 育ちあう
みんなの“つながり”で創ろう！
一人ひとりが輝く^ま^ち稚内
～子育て運動を未来へ～

平成26年 9 月

稚内市教育委員会

稚内市民憲章

わたくしたちは、氷雪の門のあるところ、秀峰利尻富士と樺太を望む、日本北端の都市稚内の市民です。

わたくしたちは、きびしい風土のなかから、たくましく前進する稚内をつくることを誇りとし、この憲章を定めます。

自然を愛し、うつくしい緑のまちをつくりましょう。

生産を高め、ゆたかな暮らしのまちをつくりましょう。

文化を育て、あたたかい心のまちをつくりましょう。

きまりを守り、あかるい住みよいまちをつくりましょう。

子どもたちに、しあわせな希望のまちをつくりましょう。

稚内市教育目標

- 1、明るい社会建設のため、道義を尊び、情操豊かな人となる。
- 2、個性の伸長につとめ、北方文化の創造人となる。
- 3、健康の増進に留意し、勤労を愛する人となる。
- 4、郷土の産業発展のため、科学技術人となる。

はじめに

稚内市教育委員会

教育長 表 純 一

稚内市では「人が行き交う環境都市わっかない」を将来像とし、心豊かな人と文化をはぐくむまちを目指して、これまで教育環境の充実に努めてきました。

特に社会教育分野においては、昭和 54 年に第 1 次社会教育計画が策定されて以来、5 年毎に見直しを行い、7 期 35 年にわたり子どもからお年寄りまでの各年代に充実した学習機会を提供できるよう、社会教育の推進を図ってまいりました。

しかしこの間、情報技術は目覚ましい発展を遂げ、各分野で国際化がより一層進むと共に、少子高齢化により人口構造も大きく変化するなど社会情勢が大きく変容し、近年では人間関係の希薄化や社会的モラルの低下などにより、地域や家庭における教育力の衰退が指摘されております。

このように様々な社会的要因が、我々の生活だけではなく心にも影響を及ぼす中、従来存在していた人と人とのつながりや連帯感、支え合いの意識を取り戻すため、地域コミュニティの再構築が求められており、今後ますます社会教育の役割は重要となってきました。

こうした背景を踏まえ、第 8 次稚内市社会教育中期計画の策定にあたっては、30 年以上にわたり、本市で培われてきた「子育て運動」の理念を未来へと継承していくことを念頭に、各世代・各分野がそれぞれ「つながり」を大切にした中で、誰もが輝けるまちになることを目標とした計画が作られました。

本計画の策定において、これまで惜しみないご協力をいただいた社会教育委員の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝を申し上げますと共に、市民各位の社会教育活動が活発化されることをご期待申し上げます。

【 目 次 】

第1章 第8次稚内市社会教育中期計画

第1節 計画策定について

- (1) 計画策定の意義 1
- (2) 計画策定に向けての基本的な考え方 2
- (3) 計画の推進期間 2

第2節 計画の基本目標 3

第3節 第8次稚内市社会教育中期計画体系図 4

第4節 社会教育の各領域における「重点目標」、 「現状と課題」、「目標の趣旨」、「推進施策」

- (1) 家庭教育（子育て支援） 6
- (2) 青少年教育 8
- (3) 成人教育 10
- (4) 高齢者教育 12
- (5) 活動支援 14

第2章 第7次稚内市スポーツ推進中期計画

第1節 計画策定にあたって

(1) 本市とスポーツの関わり、今後の未来像	16
(2) 計画策定の趣旨	17
(3) 計画策定の根拠・位置づけ	17
(4) 計画の期間	17
(5) 計画の理念	18
(6) 計画達成のために	19

第2節 第7次稚内市スポーツ推進計画体系図

21

第3節 計画達成のための施策

1 生涯スポーツをすすめます	22
2 競技力の向上をすすめます	28
3 子どもたちの体力向上をすすめます	32
4 スポーツ環境の整備と充実をすすめます	36
※第7次稚内市スポーツ推進計画に係る用語の解説	40

資料(諮問・答申文、策定経過、策定委員名簿・部会構成)

43

第 1 章

第8次稚内市社会教育中期計画

楽しく学び 育ちあう

みんなの“つながり”で創ろう！

一人ひとりが輝く稚内^{ま ち}

～子育て運動を未来へ～

第8次稚内市社会教育中期計画

第1節 計画策定について

(1) 計画策定の意義

現在、私たちを取り巻く環境はとても速い変化を続けており、歯止めが効かない少子高齢化により、世の中はこれまで我々が経験したことの無い社会構造へと向かっております。

その一方で科学技術の進歩は目覚ましく、特に近年において情報機器は驚くほど進化を遂げ、携帯電話やスマートフォンなどにより誰もが自分が知りたい物事をいつでも簡単に入手することが可能となり、子どもから大人まで誰でも連絡を取りたい時にすぐ通話やメールなどができる、そんな大変便利な社会に私たちは身を置いています。

しかし、そうした便利な環境によって、従来は当たり前だった人と人との直接的な触れ合いやつながりが減少し、より一段と個人・孤立といった言葉が目立つ中で、生活の基本となる家族間のコミュニケーションですらその影響が指摘されております。平成 25 年 1 月に出された中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、社会教育行政が抱える課題の 1 つに地域コミュニティの変質への対応があげられております。そこでは、これまで社会教育行政の拠り所となっていた地縁組織が、環境の変化により機能が低下したことに伴い、社会教育行政には地域づくりの担い手を育成する役割が求められていますが、これに十分対応できていない現状が取り上げられました。

そんな時代だからこそ、子どもから大人までの各世代において重要な役割を担うべき社会教育行政の在り方をあらためて見直し、今一度、各分野・各団体・各個人のそれぞれが「つながり」の大切さを認識していく必要があります。

その理念のもと、本計画では本市における今後の社会教育を推進していくにあたり指針を定めると共に、具体的な施策の方向性を示しております。

(2) 計画策定に向けての基本的な考え方

これまでの第7次社会教育中期計画の成果や課題を踏まえ、変化を続ける社会を背景に稚内市における社会教育の役割を検討していく中で、市民一人ひとりの生涯にわたる各世代に対応した計画・施策となるよう、「家庭教育（子育て支援）」・「青少年教育」・「成人教育」・「高齢者教育」、さらに各世代に共通する社会教育施設や郷土財産や文化活動に関する「活動支援」の5つの領域に分けて設定しております。

なお、スポーツ分野に関しては、第2章 第7次稚内市スポーツ推進中期計画として策定しております。

(3) 計画の推進期間

第8次稚内市社会教育中期計画は、平成26年度から平成30年度の5年間といたします。

第2節 計画の基本目標

楽しく学び 育ちあう

みんなの“つながり”で創ろう！

一人ひとりが輝く^ま_ち稚内

～子育て運動を未来へ～

本計画を策定する際、5つの領域に分かれて策定作業が行われてきましたが、全ての領域において共通したキーワードとなったのが「つながり」です。

子どもたちが人として成長するためには、地域ぐるみで子育てを支援していくことが重要で、そこでは同世代はもちろん、異世代との交流や見守りも欠かせません。そして、子どもたちの模範となるよう、大人たちは生きがいを持ち常に意欲的に学び続けながら生きていくことが大切で、そうした学びの場の創設・維持には様々な機関との連携が必要です。さらに高齢化社会を迎えた今は、何事にも意欲的に取り組む高齢者も多く、こうした方々から豊富な経験や知識を取り入れていくには各年代の橋渡しが重要になってきます。

また、最近では携帯電話やスマートフォンの普及により、大人のみならず子どもたちもインターネットを活用して広く「つながり」を持つようになっておりますが、顔も見えず声すら分からない交流に潜む危険への対応も急がれております。

こうした背景を踏まえ、本市において30年以上も培われてきた財産である『子育て運動』を活かし、そして未来へと継承していくことを念頭に、子どもから高齢者まで心が通う本当の意味での「つながり」を保ち、学びあいを通じて誰もが輝けるような^ま_ち稚内となるよう基本目標を掲げました。

第3節 第8次稚内市社会教育中期計画体系図

【基本目標】 楽しく学び 育ちあう みんなの“つながり”で創ろう！ 一人ひとりが輝く稚内 ^{まち} 子育て運動を未来へ	【領域別】	【重点目標】	【推進施策】	【具体的施策】
	家庭教育（子育て支援）	人が人として育つための土台作り	子育てに関する伝統的価値観の継承 家庭教育を支えるつながりづくり 情報化社会への望ましい対応	①協働による子育て相談体制の充実・拡充 ②明るい未来を支える子育てに関する学習機会の提供及び子育て支援事業の充実 ①異世代交流の展開 ②地域ぐるみのふれあいを活かす環境づくり ③市民、関係団体、幼稚園や保育園など関係機関及び行政、行政職員間等、全ての関係者の連携の強化 ①情報化社会に対応するためのルールづくりと、地域で学び合う機会の創出
	青少年教育	人と学び合う豊かな体験活動を通し、夢や希望がもてる青少年の育成	子どもも大人も安心できる環境づくり 子どもたちが主体的に活動する場の再構築 自立を促す体験活動の充実	①安心できる環境づくりのための学習機会の提供 ②子どもたちの見守り体制の強化 ①同世代交流、異世代交流の活性化 ②地域における指導者、育成者の発掘と親力の活用・育成 ①親・地域と共に活動する機会の充実 ②自然体験、社会体験、生活・文化体験活動機会の拡充 ③関係団体との連携の強化
	成人教育	一人ひとりが輝くために学びあいのネットワークで暮らしと地域をつくらう！ ～ ^{まち} 稚内の主役はわたしたち～	市民の生活課題・地域課題に応える学習環境の整備 稚内の成人教育資源の発掘・活用 地域における重層的な“つながり”づくり	①「時代の変化」や「地域の課題」に応じた各種講座の実施及び講座形式の検討 ②新しいつながりを生むきっかけとなる情報の提供・PRの充実 ①稚内の歴史や文化を学ぶ機会の拡充 ②「子育て運動」の活性化と拡充 ③指導者・リーダーの発掘・育成と活躍の場の創出 ①市民とサークル、サークル間のつながりを生む仕組みづくり ②各種組織・行政間の連携の強化及び協働の促進

【基本目標】

楽しく学び

育ちあう

みんなの

つながり

で創ろう！

一人ひとりが輝く稚内

子育て運動を未来へ

【領域別】

【重点目標】

【推進施策】

【具体的施策】

高齢者教育

自分を見つめ、
地域を見つめ、
自ら輝こう！
次世代と共に
～^{まち}稚内の先生
になる～

一人ひとりが健康で、暮らし
に潤いと活力を生むための
環境づくり

豊かな経験・文化を次世代へ
つなぐための学習機会・活躍
の場の充実

- ①関係機関や市民団体と連携した講座の実施
- ②高齢者向けの学習機会の全市的な拡充と仲間づくりの支援
- ③高齢者に伝わる情報発信手法の検討

- ①自らを振り返り、自ら語り、綴ることができるようになるための学習支援（自分史学習）
- ②高齢者の学習成果（人生で習得した技術（わざ）や知恵）を地域へ還元できる仕組みづくりと次世代への伝承手法の検討
- ③異世代交流の更なる発展と充実

活動支援

いってみよう！
やってみよう！
～魅力あふれる施設運営と
活動支援～

郷土財産の浸透と有効活用

社会教育施設の有効活用の促進

文化・芸術を身近に感じられる環境づくり

学びが循環する環境の創出

- ①郷土財産の周知
- ②郷土財産についての学習機会の拡充
- ③体験学習の充実

- ①施設の有効かつ効率的な利用の促進
- ②施設に関する積極的な情報提供

- ①文化・芸術に触れる機会の拡充
- ②文化・芸術活動団体への活動支援

- ①学びの場、成果発表の場の拡充
- ②従来の形式にとらわれない講座の創出

第4節 社会教育の各領域における「重点目標」、 「現状と課題」、「目標の趣旨」、「推進施策」

(1) 家庭教育(子育て支援)

【重点目標】

人が人として育つための土台作り

【現状と課題】

子どもたちは家庭や地域の中で、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して心身ともに成長し、規範や行動能力、社会性や自主性を身につけ自立していきます。しかし、現在は、核家族化や共働き、ひとり親世帯が増え、家庭でのコミュニケーションは不足し、子育てに関する不安や問題を抱え、支援を必要としている家庭が少なくありません。さらに、人間関係の希薄化により、地域でのふれあいが減り、子育て家庭が孤立化してしまい、子どもたちに基本的な生活習慣がしっかり身についていなかったり、生活経験の不足からさまざまな援助を必要とする子どもたちが増えております。

また、急速なインターネットの普及により、欲しい情報は簡単に手に入れられる一方、必要な情報と間違った知識の区別がつかず、しっかりとした子育てが出来ない家庭も増加しております。

本市の安心して子育て出来る環境、充実した子育て支援策は評価が高く、子育てしやすいまちづくりを進めておりますが、時代や環境の変化に応じた子育て支援策を拡充すると共に、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを進め、市民ぐるみで取り組んできた子育て運動を一層推進し、家庭や地域に浸透させる必要があります。

【目標の趣旨】

家庭や地域において、子どもたちが自然に学び身に付けるはずのコミュニケーション能力や道徳的知識が、適齢期にしっかりと伝えられるような子育て支援を推進します。

【推進施策】

(1) 子育てに関する伝統的価値観の継承

子育てに関する相談が気軽にできる仕組みづくりを進めると共に、子育て支援事業の充実、拡充を進め、稚内ならではの価値観を子どもたちや子育て世代に浸透させるとともに、「子どもたちはまちの宝」として地域ぐるみでの子育て支援を推進し「わっかないっ子」の健やかな成長をサポートします。

- ①協働による子育て相談体制の充実・拡充
- ②明るい未来を支える子育てに関する学習機会の提供及び子育て支援事業の充実

(2) 家庭教育を支えるつながりづくり

子育て世代と高齢者、また、高齢者と子どもたち、さらに行政間や民間の「つながり」により、地域をあげて子育てできる環境整備を進めます。

- ①異世代交流の展開
- ②地域ぐるみのふれあいを活かす環境づくり
- ③市民、関係団体、幼稚園や保育園など関係機関及び行政、行政職員間等、全ての関係者の連携の強化

(3) 情報化社会への望ましい対応

新たなコミュニケーションツールとして、急速に普及するスマートフォンや情報端末ゲーム機等の、適切なルールを各家庭、地域に浸透させるとともに、稚内らしい地域ぐるみのふれあいや人と人とのつながりの素晴らしさ、大切さを感じられる取り組みを推進します。

- ①情報化社会に対応するためのルールづくりと、地域で学び合う機会の創出

(2) 青少年教育

【重点目標】

人と学び合う豊かな体験活動を通し、夢や希望がもてる青少年の育成

【現状と課題】

近年、スマートフォンやゲーム機の急激な普及、高度化により、子どもたちの中でもSNS等によるトラブルは急増しております。また、本来、その使用方法について指導すべき大人も、情報化のスピードに追いつけず、正しい知識を習得できずにおり、ボタン一つで何でもできてしまう便利な環境は、本来あるべき親子間、地域での人と人とのつながりに、多大な影響を及ぼしております。

また、核家族化や少子高齢化など現代的課題による生活環境の変化の中、習い事や少年団活動など、子どもたちの活動の選択肢は増加する一方、子ども会活動や地域での子育て事業の主役である子どもたち、さらには担い手である子育て世代が、地域に参画する時間を確保することが困難になり、子ども会活動は衰退し、地域での異世代交流により生まれる学びあいやふれあいの機会が減少しております。

本市には、市民みんなが子どもたちにしっかりと示した範を示し、地域ぐるみで子どもの成長を促すための「子育て提言」があります。今後は学校・家庭・地域の相互間の連携及び協力の促進を図り、この「子育て提言」に込められた思いをさらに浸透させ、子どもたちにとって、より安全・安心な環境を作り上げるとともに、子どもたちの健やかな成長に欠かすことのできない様々な自然体験、社会体験、生活・文化活動体験を日常的に積み重ねられる仕組みづくりが必要です。

【目標の趣旨】

様々な体験活動を通して、子どもたちが自ら考え行動できる力、仲間と一緒に協力して乗り越える力を育みます。

また、親や地域が主体的に参画する体験活動を通して、子どもから大人まで共に学び成長することにより、大人に憧れ、地域の良さに気付き、自ら目標や夢を描けるような、青少年の育成を図ります。

【推進施策】

(1) 子どもも大人も安心できる環境づくり

スマートフォンやゲーム機の普及によるトラブル対策教室や、金銭教育など、時代変化が生んだ課題解決に向けた学習機会の提供、充実を図ります。

また、スクールガードボランティアの拡充や、各種相談窓口の情報の共有化、ネットワーク化を図り、子どもたちの見守り体制を強化します。

- ①安心できる環境づくりのための学習機会の提供
- ②子どもたちの見守り体制の強化

(2) 子どもたちが主体的に活動する場の再構築

子ども会や地域での子どもたちの活動の場を再構築し、同世代、異世代の交流を活発化します。また、地域における子どもたちの活動をサポートする指導者、育成者の発掘を進め、学習会等を開催し、地域活動に主体的に関わる人づくりを推進します。

- ①同世代交流、異世代交流の活性化
- ②地域における指導者、育成者の発掘と親力の活用・育成

(3) 自立を促す体験活動の充実

親や地域の人たちなど、大人と一緒に取り組む体験活動を通して、子どもも大人も一緒に学び育ちあい、助け合えるつながりを生み出すと共に、子どもたちが大人の頼もしさに気づき憧れが持てるような機会を創出します。

- ①親・地域と共に活動する機会の充実
- ②自然体験、社会体験、生活・文化体験活動機会の拡充
- ③関係団体との連携の強化

(3) 成人教育

【重点目標】

一人ひとりが輝くために学びあいのネットワークで暮らしと地域をつくろう！
～^まち^ち稚内の主役はわたしたち～

【現状と課題】

成人期は、生活や仕事に役立つもの、自己の向上を図るもの、地域課題を解決するものなど、より高度で充実した学習が必要な時期ですが、仕事や子育てに追われ、学習時間を持てない現状があります。また、共働きやひとり親世帯の増加、地域の人間関係の希薄化などに起因される、地域活動への参加者の減少が見られ、町内会やPTAなど既存組織の活動も衰退しているケースが増加しております。さらに、急速な少子高齢化もあり、サークルやボランティア団体の高齢化が進み、活動の縮小化や、団体の存続も難しくなるなど、これまでの活動が次世代へ継続できないということも懸念されます。

学習ニーズが多様化するこの時期に、そのニーズをしっかりととらえ、参加しやすい学習機会を創出すると共に、その学習の成果を地域や家庭で還元できる仕組み作りが必要です。さらに、稚内学等の学習の場を充実させ、稚内の歴史や文化の他、「子育て運動」など我がまちならではの取り組みについても市民一人ひとりに浸透させ、次世代へ継承していく仕組みづくりが必要です。

【目標の趣旨】

家庭や職場、地域など、どのような場であっても中心的役割を担う世代に、それぞれのニーズや課題に合致した学習の場を提供するとともに、助け合い、力を合わせるつながりが生まれる仕組みづくりを進めます。

【推進施策】

(1) 市民の生活課題・地域課題に応える学習環境の整備

各種講座に、市民のニーズに合った内容や手法を取り入れ、学ぶ意欲を育むとともに、行政主導だけではなく、市民発信の情報提供へも積極的に協力し、新たなつながりを生み出します。

- ①「時代の変化」や「地域の課題」に応じた各種講座の実施及び講座形式の検討
- ②新しいつながりを生むきっかけとなる情報の提供・PRの充実

(2) 稚内の成人教育資源の発掘・活用

「稚内学」をはじめとする、稚内を学ぶ機会の拡充を図り、地域の指導者やリーダーの発掘、育成を進め、その指導者が学習成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めます。

- ①稚内の歴史や文化を学ぶ機会の拡充
- ②「子育て運動」の活性化と拡充
- ③指導者・リーダーの発掘・育成と活躍の場の創出

(3) 地域における重層的な“つながり”づくり

事業や市民活動の情報の共有化を図り、市民が各種サークルや団体と新たにつながる仕組みづくりを検討するほか、市民と行政、行政間、行政職員間の連携も強化し、市民ニーズに沿った事業を展開します。

- ①市民とサークル、サークル間のつながりを生む仕組みづくり
- ②各種組織・行政間の連携の強化及び協働の促進

(4) 高齢者教育

【重点目標】

自分を見つめ、地域を見つめ、自ら輝こう！次世代と共に
～^{まち}稚内の先生になる～

【現状と課題】

我が国の平均寿命は世界一の水準ですが、一方で出生率が低下し、人口構造の変化によって、世界でも類を見ないスピードで高齢化率が高まっております。稚内市においても人口が減っている中、65歳以上の人口は少しずつ増え続け、高齢者比率は26.9%となっており、今後もこの割合が高くなることが予想されます。

65歳以上の方が「支えられる高齢者」とされていた「人生65年時代」と呼ばれていたころとは異なり、現在は、働く意欲や学習意欲が高く、まだまだ現役のまちづくりの主演として活躍される方が増える一方、後期高齢者の独居化、地域との関係の希薄化が問題となっています。

高齢者が、これまでの長い人生で培ってきた、豊かな知識や経験を活かせる「居場所」や「出番」を見出して、地域の担い手として活躍することは、高齢者の生きがいとなるばかりではなく、共に参画する子どもたちや若い世代へ、地域文化が我がまちの財産として、継承されていくこととなります。

今後は、高齢者が自らの能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるとともに、時代や環境の変化により発生する新たな課題に対しての学習の場も提供し、いつまでも元気な高齢者が楽しく活躍できる環境を整備する必要があります。

【目標の趣旨】

これまでのまちづくりを担ってきた高齢者の知識や経験、技術、また、つくり上げてきた文化を、高齢者自らが指導者となって次世代へ伝えることのできる機会を創出します。

また、安心して豊かな生活を送るための学習機会の充実を図り、現役の学習者として、まちづくりの担い手として高齢者が生きがいを感じられる環境整備を進めます。

【推進施策】

(1) 一人ひとりが健康で、暮らしに潤いと活力を生むための環境づくり

高齢者の学習ニーズに合わせた講座を実施するほか、必要とする情報がしっかりと伝わる仕組みを検討し、安心して豊かに生活できる環境をつくります。

- ①関係機関や市民団体と連携した講座の実施
- ②高齢者向けの学習機会の全市的な拡充と仲間づくりの支援
- ③高齢者に伝わる情報発信手法の検討

(2) 豊かな経験・文化を次世代へつなぐための学習機会・活躍の場の充実

自らの人生を後世へ伝える手法など、高齢者自身の学習機会を充実させるほか、その学習成果を発揮できる活躍の場の創出、拡充を図ります。

- ①自らを振り返り、自ら語り、綴ることができるようになるための学習支援（自分史学習）
- ②高齢者の学習成果（人生で習得した^{わざ}技術や知恵）を地域へ還元できる仕組みづくりと次世代への伝承手法の検討
- ③異世代交流の更なる発展と充実

(5) 活動支援

【重点目標】

いってみよう！やってみよう！～魅力あふれる施設運営と活動支援～

【現状と課題】

(1) 郷土財産・施設について

稚内市には豊かな自然や歴史的な文化財、北海道遺産など数多くの特色ある財産がありますが、その存在や価値が市民に浸透していないのが現状です。

また、市内の各社会教育施設は「ここは、この活動をする場所」という固定されたイメージが強く、さらに、貴重な財産を所有、展示しているのにもかかわらず、市民への周知が十分でないなど、施設利用者が特定の人に偏っているという課題があります。

一方、地域コミュニティの拠点施設となっている施設や、指定管理者との連携により、新たな利用者の発掘、利用方法の創出を模索している施設も増えつつあります。

本来、広く市民に愛され、身近なものと感じ、活用されるべき施設や自然を、「自分たちの財産」として市民一人ひとりが認識し、活用できる仕組みづくりが必要です。

(2) 文化・芸術・活動支援

稚内総合文化センターを拠点に、優れた芸術鑑賞の機会を創出するとともに、市民参画型の舞台芸術の創作を進めておりますが、その機会や参画者はまだまだ少なく、更なる推進が必要です。

また、サークルや文化団体は、会員の高年齢化や減少により、活動自体が縮小したり、単独での小さな活動に留まり、今以上の発展がむずかしい団体が増えつつあります。

自らの学習意欲から始まり、仲間との出会いによって誕生した各種団体への活動支援は、ソフト面、ハード面共に必要であり、特に今後は、サークルと市民のつながりのほか、サークル、団体同士のつながりを意識し、個別の活動に留まるのではなく、協力体制のもとに活動できるよう、関係団体との連携を強化する必要があります。

【目標の趣旨】

自然や文化財のほか、我がまちで生まれた文化など、郷土の財産を有効活用するとともに、活動の拠点となる各施設の効率的な利用の促進を図ります。

また、学習意欲を高める学習機会の創出、拡充を図るほか、文化、芸術を身近に感じられる環境の整備を進めます。

【推進施策】

(1) 郷土財産の浸透と有効活用

文化財や豊かな自然が「自分たちの財産」と市民一人ひとりが認識できるような仕組みづくりや講座の開設、体験学習機会の充実を図ります。

- ①郷土財産の周知
- ②郷土財産についての学習機会の拡充
- ③体験学習の充実

(2) 社会教育施設の有効活用の促進

施設間の連携を密にし、専門性を活かした事業展開を進めるほか、各種施設の新たな利用方法を探り、施設の有効活用を促します。

- ①施設の有効かつ効率的な利用の促進
- ②施設に関する積極的な情報提供

(3) 文化・芸術を身近に感じられる環境づくり

鑑賞型、参画型ともに、文化、芸術に触れる機会の充実を図るとともに、各種文化関係団体への支援を進め、文化の振興を図ります。

- ①文化・芸術に触れる機会の拡充
- ②文化・芸術活動団体への活動支援

(4) 学びが循環する環境の創出

講座の内容や手法、開催会場などを再検討し、新たな学びの場を創出するほか、学んだことを活かせる環境づくりを進めます。

- ①学びの場、成果発表の場の拡充
- ②従来の形式にとらわれない講座の創出

第 2 章

第7次稚内市スポーツ推進中期計画

「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」
健康で心豊かなまちづくりはスポーツから

第7次稚内市スポーツ推進中期計画

第1節 計画策定にあたって

(1) 本市とスポーツの関わり、今後の未来像

本市は昭和56年の「スポーツ都市宣言^{*1}」以来、「市民皆スポーツ^{*2}」を合言葉にスポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くことを目指して様々な事業や施策を展開してまいりました。

スポーツは身体を動かすという、人間が本来持つ欲求を充足する最も身近な行為であり、健康のために欠かすことのできない事柄であるということを誰もが理解していながら、仕事・家事・育児が忙しく、スポーツを行うことが出来ずにいます。その結果、多くの人が自分の健康に自信を持てず、ストレスや生活習慣病など身体のみならず精神にも悪影響を及ぼしつつあります。

そのような状況であるからこそ、スポーツの重要性は明白であり、スポーツをめぐる環境整備は急務と言えます。

スポーツが持つ意義・役割・必要性は、スポーツを行う人々の考え方や行われ方によって様々ですが、次のように考えることができます。

- ① スポーツにおける努力や仲間・指導者との交流は、身体面のみならず精神面にも良い効果があり、特に人格形成の重要な時期である青少年の健全育成に大きく寄与します。
- ② スポーツによってもたらされる感動や夢は、精神的豊かさを生み、メリハリのある生活の実現などQOL^{*3}向上（生活の質の向上）に大きな役割を果たします
- ③ スポーツは、健康・体力づくりの中核であり、身体面の健康維持、増進のみならず、精神衛生の観点からも重要な役割を担っています。
- ④ スポーツを通じた交流は、家族や地域の連帯感を生み、健康で心豊かな地域づくり、まちづくりにつながっています。

(2) 計画策定の趣旨

近年、生活環境の変化などによる「スポーツ離れ」の影響から、生活習慣病などが深刻な社会問題となっています。

本市の未来を担う子どもたちも体力不足や運動能力の低下も問題視され、社会全体の活力低下につながるのではないかと危惧されています。

このような問題解決のためにも「スポーツ都市宣言」の理念に立ち返り、たくましい心と体力をつくり、友情と連携の輪を広げ、「スポーツによる健康な心身づくり」、「スポーツによる仲間づくり」、「スポーツによる創造性と人間性あふれるまちづくり」を目指して取り組むことが重要となっています。

このような社会情勢の中、国においては「スポーツ基本法」（平成 23 年 6 月）並びにスポーツ基本計画（平成 24 年 3 月）が策定されました。

本市においても「第 6 次稚内市スポーツ振興中期計画」（平成 21 年 3 月）を策定し、スポーツ振興に取り組んできましたが、計画期間の終了により新たな 5 カ年の計画を策定することとしました。

(3) 計画策定の根拠・位置づけ

この計画は「スポーツ基本法」第 10 条の規定に基づき、国の策定した「スポーツ基本計画」並びに「北海道スポーツ推進計画」（平成 25 年 3 月）を参酌し、本市の実情に即した計画を策定します。

また、計画を推進する際には「第 4 次稚内市総合計画（後期基本計画）」をはじめとする関連計画と整合性を図りながら施策を展開します。

(4) 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。なお、社会状況やスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、効果的な推進に努めます。

(5) 計画の理念

「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」

健康で心豊かなまちづくりはスポーツから

《計画が目指すスポーツの姿》

本計画は、「スポーツ都市宣言」にある「市民皆スポーツ」の実現のため、全市民がスポーツに関心を持ち、主体的に関わり、スポーツによって生きがいや地域の連携を育んでいくことが出来るよう、「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」という4つに分類して考えます。

「楽しむ」 スポーツとは、市民自らが主体的にスポーツを行ったり、観戦することです。

「つながる」 スポーツとは、場と情報を共有し、友人や地域のつながりを深めることです。

「育てる」 スポーツとは、青少年の健全育成や健康の維持増進を図ることです。

「高める」 スポーツとは、道徳心や協調性を養ったり、いきがいや向上心を持って取り組むことです。

(6) 計画達成のために

計画を達成するために、「生涯スポーツをすすめます」、「競技力の向上をすすめます」、「子どもたちの体力向上をすすめます」、「スポーツ環境の整備と充実をすすめます」といった4つの柱（重点目標）を掲げます。

1. 生涯スポーツをすすめます

地域や他者と結びつきの中で生きがいを感じながら、年齢や体力、生活環境に応じた健康や体力づくりへの意識を高めるため、スポーツ活動の普及と意識の啓発に努め、スポーツを自らが主体的に取り組む中で、障がいや世代を越えて、気軽にスポーツに親しめる機会の充実を推進するとともに、生涯にわたり心身ともに健康的なライフスタイルを目指します。

【施策の成果指標】

指標の名称	単 位	平成 24 年度	平成 30 年度
健康・体力づくり事業数	事業	12 回	15 回
15～75 歳の週 1 回以上のスポーツ実施率	%	49.2%	65.0%

2. 競技力の向上をすすめます

競技力の向上をすすめるために、指導者の資質向上やジュニア世代の育成強化など各関係団体と連携を図ります。また、合宿誘致やプロスポーツの開催など、トップレベルの競技スポーツにふれる機会の拡充により、市内各スポーツ団体の活動を活性化し、競技人口の底辺拡大を図ることを目指します。

【施策の成果指標】

指標の名称	単 位	平成 24 年度	平成 30 年度
スポーツ合宿実施種目数	種目	6 種目	10 種目
各競技種目大規模大会開催件数（プロ含む）	件	4 件	5 件
各競技種目全国大会出場件数	件	2 件	3 件

3. 子どもたちの体力向上をすすめます

外遊びや、生活習慣の改善など子どもの体力向上を目指すため、意識の啓発や子どもたちの体力など実態に合わせた部活動や体育授業の充実を図り、子どもたちの体力向上を図ります。

【施策の成果指標】

指標の名称	単位	平成 24 年度	平成 30 年度
幼児・児童・生徒向け事業数	事業	2 事業	5 事業
スポーツ指導者登録者数 (スポーツ推進委員* ⁴ 含む)	人	39 人	40 人
全国体力・運動能力・運動習慣等 調査体力合計点平均値	点	稚内市平均値 小 5 男子 48.40 点 小 5 女子 49.84 点 中 2 男子 39.68 点 中 2 女子 42.20 点	平成 24 年度全道 平均値 小 5 男子 52.55 点 小 5 女子 52.95 点 中 2 男子 40.23 点 中 2 女子 44.31 点

4. スポーツ環境の整備と充実をすすめます

市民が身近なところで、いつでも気軽に安全・安心してスポーツ活動を行えるよう、スポーツ施設の整備充実を推進します。

また、スポーツ活動へ参加を推進するため、きめ細やかなスポーツ情報の提供とスポーツに対する市民ニーズの把握に努めます。

【施策の成果指標】

指標の名称	単位	平成 24 年度	平成 30 年度
15～75 歳人口の 稚内市スポーツ施設年間平均利用回数	回	9.1 回	12 回
スポーツに関する情報提供の満足度	%	49.0%	70.0%

第2節

第7次稚内市スポーツ推進中期計画体系図

第2節 第7次稚内市スポーツ推進中期計画体系図

基本理念		重点目標		推進施策		具体的施策	
「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」 健康で心豊かなまちづくりはスポーツから		1	生涯スポーツをすすめます	施策1 年齢や目的に応じたスポーツ活動の推進を図ります		■ 乳幼児期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 児童期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 少年期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 青年期・壮年期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 中高年期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 高齢者のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 障がい者のスポーツ活動の推進を図ります。	
		2	競技力の向上をすすめます	施策2 健康・体力づくりを目的としたスポーツ活動の充実を図ります		■ 健康・体力づくり事業の推進を図ります。 ■ ニュースポーツ及び自然に親しむアウトドアスポーツの普及促進を図ります。 ■ 冬季スポーツの普及促進を図ります。	
		3	子ども体力の向上をすすめます	施策3 スポーツ合宿、各種競技大会の誘致と開催支援を図ります		■ スポーツ合宿の誘致と市民交流の促進を図ります。 ■ プロスポーツなどの各種競技大会の開催と支援を図ります。	
		4	スポーツ環境の整備と充実をすすめます	施策4 競技力向上のための支援事業及び意識啓発の推進を図ります		■ 競技力向上事業の充実と支援事業の推進を図ります。 ■ 競技人口と底辺の拡大を図ります。 ■ 市内各スポーツ団体への支援体制の充実を図ります。	
				施策5 指導者の資質向上と関係機関の連携・充実を図ります		■ 計画的な指導力向上事業の推進を図ります。 ■ 指導者の連携を高め、情報や指導技術を共有し、指導者の資質向上を図ります。	
				施策6 家庭や地域などの身近なスポーツ活動の充実を図ります		■ 運動習慣の定着と生活習慣の改善を図ります。	
				施策7 学校での体育活動及び運動部活動の充実を図ります		■ 学校での体育活動の充実を図ります。 ■ 運動部活動の活性化と競技力の向上を図ります。 ■ 指導者の充実を図ります。	
				施策8 スポーツ施設の整備・充実と有効活用の推進を図ります		■ 市民ニーズに応じたスポーツ施設の計画的な整備を図ります。 ■ スポーツ施設の利用促進を図ります。	
				施策9 学校体育施設の有効活用を図ります		■ 小中学校体育施設開放事業の推進を図ります。 ■ 高等学校、大学の体育施設などの有効活用を図ります。	
				施策10 スポーツに関する情報収集と発信の充実を図ります		■ スポーツ情報の収集と発信の充実を図ります。 ■ 市民ニーズの把握と情報提供を図ります。 ■ 関係機関や団体と目的意識や情報の共有化を図ります。	

第3節 計画達成のための施策

1. 生涯スポーツをすすめます

【現状と課題】

「健康・体力づくり事業*⁵」、「市民スポーツ活動促進事業*⁶」など、市民の健康・体力づくりに関する事業を実施してきましたが、市民スポーツ意識調査*⁷において運動・スポーツをすることの好きな人の割合は71.8%（平成19年度）から58.9%（平成24年度）へ低下しました。

同調査において市の実施するスポーツ事業の認知度を尋ねたところ、前回に比べ知っていると答えた人が67%に上昇しているが、この一年間に運動・スポーツを行わなかった人の割合が45.8%と大幅に増加し、運動・スポーツ離れが進んでいることが明確であり、成人のスポーツ実施率についても週1回以上運動する人の割合が49.2%で目標値の65%にはまだまだおよばないため、今後のスポーツ実施率の向上に向けた具体的施策の検討が必要です。

《施策1》 年齢や目的に応じたスポーツ活動の推進を図ります

心身ともに健康で充実した生活を営むために、生涯にわたり、豊かなスポーツライフを送ることが大切です。

そのためには生活環境に応じたスポーツへ関わる場面と仲間づくりの機会の提供を図り、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむ中で、異世代や地域での交流の促進を図ります。

【具体的施策】

◇乳幼児期（～6歳頃：幼稚園・保育所）のスポーツ活動の推進を図ります

①基本的な運動の体得を目指します。

- ・乳幼児期は多様な「遊び」の中で十分に体を動かすことを推奨し、そのための情報提供を行います。
- ・乳幼児期は心の成長を促すために、親子や子ども同士のふれあい、交流を推進し、子育てに関係する部署や幼稚園、保育所と連携しながらスポーツ教室などの充実を図ります。

②情報提供の充実を図ります。

- ・乳幼児の遊びや親子のスポーツ、乳幼児の健康・体力に関わる情報を関係部署と連携しながらホームページなどを通して提供していきます。

◇児童期（～12歳頃：小学校）のスポーツ活動の推進を図ります

①基礎的な体力、運動能力を身につけ、運動・スポーツの習慣化を促進します。

- ・地域や学校など様々な場所で遊びや運動を通して、スポーツを行う機会の充実を進め、運動・スポーツの習慣化への意識啓発を行います。
- ・スポーツ少年団への加入奨励を関係機関や競技団体と図るとともに、少年団の育成と活動促進のための支援を行います。
- ・ジュニアスポーツ教室^{*8}の充実を図り、小学生の「市民皆スポーツ」を目指します。

◇少年期（～18歳頃：中学校・高校）のスポーツ活動の推進を図ります

①運動・スポーツへの関心を高め、健康・体力づくりの意識啓発の推進を図ります。

- ・この時期は運動能力や技術、体力が向上する最も重要な時期ととらえ、学校の運動部活動への積極的な参加を促し、トップレベルのスポーツの観戦やクリニックなどを通してスポーツへの関心を高めます。

◇青年期（～25歳頃）・壮年期（～40歳頃）のスポーツ活動の推進を図ります

①生活環境に応じたスポーツ活動の機会の提供を図ります。

- ・個人の体力や生活のリズムに合わせ、経験や関心、興味に合ったスポーツ活動を生涯にわたって継続して行うための情報や仲間づくりの機会の提供を図ります。

②健康・体力づくりのためのスポーツ活動の習慣化、日常化を促します。

- ・それぞれの目的に合わせた運動プログラムやスポーツに関する情報や実践の場の提供を行い、生活の中に運動・スポーツ活動の定着化・日常化を促進します。
- ・家事や育児などに携わる女性が安定して気軽にスポーツ活動が行えるように環境づくりを進め、スポーツ活動を促進します。

◇中高年期（～60歳頃）のスポーツ活動の推進を図ります

①目的や体調に合わせた健康・体力づくりのためのスポーツ活動を促進します。

- ・目的や体調に合わせたきめ細やかな運動メニューや健康改善プログラムの開発など関係機関と連携して促進するとともに、年齢や体力などに応じた運動の定着化を図るため、情報や実践の場の提供を図ります。

②地域でのスポーツ活動の核となる人材の発掘と育成をすすめます。

- ・地域（町内会など）や職場においてスポーツ活動に関する情報や参加者への啓発など積極的にスポーツの魅力を発信していただける人材の発掘と育成を進めます。

◇高齢者（65才以上）のスポーツ活動の推進を図ります

①身近な環境でスポーツを楽しみ、仲間づくりや生きがいを推進します。

- ・世代間交流、地域交流が図られるように、地域におけるスポーツ・レクリエーション事業などの情報提供を行います。また、地域の核となる人材と連携して積極的な参加を促進します。

②健康増進のため気軽に参加できるスポーツ活動の推進を図ります。

- ・高齢者のスポーツに関するニーズを把握し、高齢者がスポーツに親しむことができる環境づくりを促進します。

- ・ 関係機関や団体と連携し、健康増進のために、気軽に参加できる運動の機会を推進します。

③現状把握のための体力測定を実施します。

- ・ 自らの健康に関心を高めるため、体力測定の実施により、自己分析、現状把握を促します。

◇障がい者のスポーツ活動の推進を図ります

①障がい者のスポーツ事業への参加機会の増加を図ります。

- ・ 関係機関や団体と連携し、障がい者も健常者とともに参加できるスポーツ事業の開催を図り、スポーツ交流の促進を図ります。
- ・ 障がい者スポーツに関する情報や実践の場の提供を図ります。

②障がい者スポーツの指導者やボランティアの発掘と育成を図ります。

- ・ スポーツ推進委員会を中心に障がい者スポーツについて興味のある方の活動を支援します。

《施策2》健康・体力づくりを目的としたスポーツ活動の充実を図ります

健康で豊かな生活を送るため、自己の健康や体力についての関心を持ち、体調改善や健康増進のためのスポーツ活動を主体的に行うためのスポーツ事業の充実に努めます。

【具体的施策】

◇健康・体力づくり事業の推進を図ります

①個人の興味・関心に応じた健康・体力づくり事業を推進します。

- ・市民のニーズを把握し、家庭や地域など身近な環境で気軽に参加できる健康・体力づくり事業を推進します。
- ・関係機関や団体と連携し、生活習慣病予防など市民の主体的な体調改善・健康づくりのための健康・体力づくり事業を推進します。

②既存の健康・体力づくり事業の充実を図ります。

- ・日本最北端の魅力と地域の特性を生かすよう事業内容などを見直し、既存事業の充実を図ります。

③スポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

- ・市民ニーズを踏まえたスポーツ事業の企画運営を行うとともに、生涯スポーツを推進する中心的な担い手として、地域に根ざしたスポーツの普及促進と健康づくりへの指導サポート体制を充実し、全ての市民がスポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くための活動の充実を推進します。

◇ニュースポーツ*⁹ 及び自然に親しむアウトドアスポーツの普及促進を図ります

①ニュースポーツの普及振興を促進します。

- ・用具の貸し出しや指導者派遣、情報提供などを行うとともに「出前講座*¹⁰」や定期的な「地域巡回スポーツ事業*¹¹」など各地域でのニュースポーツを積極的に実施します。

②アウトドアスポーツの普及振興を促進します。

- ・関係機関や団体と連携し、体験機会の提供や充実を図るとともに情報提供を行います。

◇冬季スポーツの普及促進を図ります

①冬季スポーツの普及と充実を図ります。

- ・関係機関や団体と連携して、初心者教室などを開催します。
- ・手軽に冬季スポーツに親しむため、用具の貸し出し環境を整えます。

2. 競技力の向上をすすめます

【現状と課題】

平成 22 年 4 月にスポーツ合宿誘致推進協議会を設立し、スポーツ合宿の誘致に向け、官民挙げて積極的な誘致活動の成果もあり「合宿の里わっかない」が全国に定着し、合宿団体も確実に増加しています。

合宿期間中にはプロチームや実業団、大学の協力を得て、スポーツ少年団、小・中・高生を対象とした講習会の開催や公開練習など、トップアスリートの高度な技術を観ることができ、そしてトップレベルの指導を受けることにより、自らも主体的にトップの技術を習得しようとする意欲へとつながり、競技力向上にも良い効果をもたらしています。

現状では、種目もバスケットボールを主体に 6 種目(平成 24 年度)ですが、さらに地域の様々な競技種目へと拡大させ、偏重することがないよう競技力向上につながる誘致活動を展開していく必要があります。

平成 24 年度市民スポーツ意識調査から競技力向上に必要なこととして、指導者体制の充実 31%、ジュニア選手の育成強化 22%、小中高一貫指導 16%などが挙げられています。しかしながら、同調査においてスポーツ指導や指導者を支えるボランティアとして、興味があると答えた人は 27%に留まっており、今後の競技スポーツの振興に支障をきたすことが考えられます。

近年は、水泳やサッカー、野球など全国・全道大会での中学生の活躍が見られていますが、種目によっては競技人口の減少や選手を支える指導者の確保ができないことによる競技力低下などの課題も見られます。

このためにも関係機関と連携し、競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、少年団や学校部活動、競技団体と協力し、ジュニア時代からトップレベルにつながるよう戦略的に競技力の向上を進めます。

《施策3》 スポーツ合宿、各種競技大会の誘致と開催支援を図ります

トップレベルの競技や練習を目にすることは競技力の向上に寄与するとともに、スポーツへの関心を高め、競技人口や底辺の拡大に直結することから、合宿や各種競技大会を積極的に誘致し、その開催を支援します。

【具体的施策】

◇スポーツ合宿の誘致と市民交流の促進を図ります

①スポーツ合宿を計画的に誘致し、市民との交流を促進します。

- ・ 周辺町村との広域連携について検討しながら、競技種目の拡大とバランスを図り、関係機関の協力のもと、道内外のプロチーム、実業団、大学、高校などに対して積極的な誘致活動を行うとともに受入体制の強化を促進します。
- ・ 合宿実施団体に対して行事への積極的参加や小中高生への技術講習会開催の協力を呼び掛け、市民との交流の機会の拡大を促進します。

◇プロスポーツなどの各種競技大会の開催と支援を図ります

①プロスポーツ、全国、全道大会の計画的な開催・誘致に努めます。

- ・ 身近に観戦し、スポーツへの関心を高める機会を設け、地域の活性化に結びつけるために、関係機関や団体と連携・協力を図りながらプロスポーツや全国、全道規模の大会誘致、開催を進めます。
- ・ 各種競技大会などの開催・運営に対する財政支援を実施します。

《施策4》 競技力向上のための支援事業及び意識啓発の推進を図ります

競技力向上事業の中で、高い意識を持って競技に取り組むことや技術や経験が伝承され、選手がやりがいを感じ、資質や能力を最大限に発揮できるような市民の応援体制の構築を目指します。

【具体的施策】

◇競技力向上事業の充実と支援事業の推進を図ります

①競技力向上事業の充実と支援を行います。

- ・ 全国・全道規模の強化事業や研修会への参加を支援します。
- ・ トップアスリートやトップレベルの指導者によるクリニックや講演会の開催を支援します。
- ・ 現役選手に関わる指導者や家族といったサポートする人たちがトレーニングや栄養などについて学ぶための講習会を支援します。
- ・ 優れた競技成績を収めた団体や選手に対して支援します。

◇競技人口と底辺の拡大を図ります

①競技人口の拡大を行います。

- ・ 競技人口の底辺拡大を図るため、スポーツ少年団や競技団体の活動を支援するとともに各種競技大会への支援を進めます。

②メディアを活用した情報の提供・発信を行います。

- ・ スポーツイベントや各種大会情報について広報紙・新聞・ラジオはもとよりインターネットを活用したスピーディーな情報の提供を図るためホームページなどを積極的に活用し、発信力を高めます。

◇市内各スポーツ団体への支援体制の充実を図ります

①市内各スポーツ団体の活動を支援します。

- ・ 各スポーツ団体及び少年団が主体的に行うイベントの開催など、競技力向上のための取組を支援します。

②スポーツ少年団の活動の充実を図ります。

- ・ 交流のある友好都市とスポーツ少年団を中心とした交流事業を計画し、積極的にスポーツ交流の促進を図ります。

《施策5》指導者の資質向上と関係機関の連携・充実を図ります

競技力向上には指導者の資質の向上をはかることが必要不可欠であり、計画的に指導力向上事業を実施し、指導技術などの向上を図ることが肝要です。

また、既存の登録制度などを有効活用し、関係機関の連携を充実させ、情報や指導技術を共有し、競技力向上を目指します。

【具体的施策】

◇計画的な指導力向上事業の推進を図ります

①関係機関や団体と連携し、指導者育成事業を実施します。

- ・指導者の資質や能力、技術のスキルアップを図るため、関係機関と連携し、適切なトレーニング方法について学ぶ指導者育成事業を実施し、各種スポーツ指導者への支援体制の充実を図ります。

②指導者公認資格取得を支援します。

- ・日本体育協会並びに各種競技団体の公認資格（競技指導者や審判員含む）の取得など、指導者の資質や能力の向上を目指し、地域スポーツ活動^{*12}の推進に携わる人材へ支援します。

◇指導者の連携を高め、情報や指導技術を共有し、指導者の資質向上を図ります

①情報や指導技術を共有できる指導者間の連携を図ります。

- ・社会教育人材バンク^{*13}などを有効活用し、指導者間の連携が高まるよう努めます。

3. 子どもたちの体力向上をすすめます

【現状と課題】

平成 24 年度の北海道の児童生徒の体力・運動能力などの状況については、小中学校ともに全国平均と比較して依然下回っており、稚内市においては北海道平均も下回っている極めて深刻な状況にあります。

また、北海道平均と比べて運動したいと思わない子どもの割合が特に中学女子で 37.2%にのぼり、年齢が進むにつれて高くなることや小学校男女とも肥満傾向児の割合が高く、ゲーム・携帯電話の利用時間が長いなど、日常の運動との関連でも生活習慣に課題が表れています。

また、平成 24 年度市民スポーツ意識調査では、子どもの体力向上に必要な事項として「規則正しい生活習慣の習得」が 26%と最も多く、次いで「スポーツ少年団活動の充実」や「スポーツ教室・事業の充実」、「公園など身近な運動設備の充実」が挙げられています。

これらをふまえ、生活習慣では家庭の役割として「早寝早起き朝ごはん」*¹⁴の徹底を位置づけるとともに、家庭や地域が連携して継続的な運動やスポーツ、遊びを通して運動量の確保と内容の充実を図り、子どもたちの主体的な活動を推進することが必要です。

《施策6》 家庭や地域などの身近なスポーツ活動の充実を図ります

子どもの成長段階に応じた適切な運動やスポーツは、心身の発育に必要不可欠であり、あわせて規則正しい生活習慣の定着が重要となっています。

子どもがスポーツを通じて体力や運動能力の向上を図ることや、友達との触れ合いを通じて協調性を育むことは、豊かな人格形成にも大きく関わってくるため、家庭や地域などでの身近なスポーツ活動の充実を図ります。

【具体的施策】

◇運動習慣の定着と生活習慣の改善を図ります

①親子や家族対象のスポーツ事業を推進します。

- ・親子スポーツ教室*¹⁵、ニュースポーツ体験事業を実施し、親子で運動やスポーツに楽しむ機会の充実を図るようスポーツ事業を推進します。

- ・ 日常的に気軽にスポーツを親しむ習慣ができるよう、家庭や関係機関と連携・協力し、幼児から児童までが外遊びなどのさまざまな運動や遊びを楽しむことのできるプログラムを検討します。

②生活習慣の改善を図ります。

- ・ 規則正しい生活リズムと食生活を定着させるため「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

《施策7》 学校での体育活動及び運動部活動の充実を図ります

学校では、基礎的な体力・運動能力や健康的な生活習慣を身に付けさせることができ、体育授業や運動部活動など、積極的に体を動かす意識をもたせる工夫を行い、運動習慣の定着を一層推進する必要があります。

また、運動やスポーツに積極的に取り組む者と取組まない者の二極化傾向が見られることから、学校と連携・協力して体育活動や運動部活動の充実に努めます。

【具体的施策】

◇学校での体育活動の充実を図ります

①体育授業や学校行事における体育活動の充実を図ります。

- ・市内全小中学校の「新体力テスト*¹⁶」実施を支援します。また、その結果を分析し、体育授業などの改善や充実を図ります。
- ・学校行事にスポーツを取り入れ、児童生徒の体力向上を図ります。
- ・体育教員の指導力向上や専門的指導者の活用を図るため、稚内市体育協会や各種競技団体と協力して、学校体育授業の充実を進めます。

◇運動部活動の活性化と競技力の向上を図ります

①運動部活動の活性化と充実を図ります。

- ・運動部活動において所属生徒の減少などにより、部活動が困難な競技について、中高体連の競技種目に限って学校関係者と連携・協力して、スポーツ少年団やクラブなどで引き続き競技活動が可能となるよう関係機関と協力して競技力向上を図ります。
- ・子どもたちの運動部活動への取り組む姿勢が二極化傾向にあることから、興味や関心などの実態を把握し、子どもたちの主体性を尊重した運動部活動の指導充実や、少人数・複数合同校に対応した運動部活動のあり方について、学校や関係者などと検討します。
- ・競技人口が少なく、将来に向けて競技力向上に期待が持てるスポーツについて、中高体連や学校関係者などと現状を把握し、運動部活動の活性化を図ります。

◇指導者の充実を図ります

①指導者の充実を図ります。

- ・指導者がいない運動部活動での競技種目の顧問教諭の負担軽減と子どもたちの競技力向上を図るため、学校側のニーズを踏まえた上で、関係機関や団体と連携・協力して、外部からの指導者の養成や確保、派遣形態など、運動部活動のレベルアップを目指した支援の充実に努めます。
- ・既存の「社会教育人材バンク」などを有効活用し、運動部顧問教諭のサポート体制の充実を図ります。

4. スポーツ環境の整備と充実をすすめます

【現状と課題】

生活スタイルの多様化とともに健康志向が高まり、市民のスポーツに対するニーズに対応したスポーツ施設の整備・充実が求められています。

その中で本市は、厳しい自然条件もあり屋内施設の需要が高いですが、スポーツ施設の老朽化が至る所で進んでおり、早急に全市的なスポーツ施設の整備方針を見直し、「スポーツ都市宣言」にふさわしいスポーツ環境の整備・充実が必要となります。

また、平成 24 年度市民スポーツ意識調査においても、多様化する利用者ニーズが反映されており、身近に利用できるスポーツ施設の増加 24%のほか、利用日や利用時間の延長・拡大、初心者向けスポーツ教室行事の充実、利用案内や各種スポーツ情報の提供充実といったソフト面に関する意見は 52%あります。今後はソフト面の充実を図っていくことが課題となっており、市民への情報発信の充実が必要となっています。

《施策8》スポーツ施設の整備・充実と有効活用の推進を図ります

スポーツ施設の整備方針に基づき、計画的かつ優先的に施設の整備を進め、充実を図ります。また、市民が安全かつ快適にスポーツを楽しめるよう、関係機関のノウハウを生かした効果的な管理運営に努めます。

【具体的施策】

◇市民ニーズに応じたスポーツ施設の計画的な整備を図ります

①スポーツ施設の計画的な整備・改修を進めます。

- ・老朽化するスポーツ施設を含め、関係機関と協議を図り今後のスポーツ施設の整備方針並びに整備改修計画の策定を行います。
- ・安全性の面から老朽化の著しいスポーツ施設については、関係機関と協議を図り、早急に整備改修の方向性を検討します。

②効率的・効果的な施設の管理運営を進めます。

- ・市民が快適にスポーツを楽しめるよう定期的なモニタリング調査^{*17}を実施し、市民ニーズを把握します。
- また、多様な生活スタイルに対応できる利用形態を関係機関と協議を図り、効率的・効果的な施設の管理運営を進めます。

◇スポーツ施設の利用促進を図ります

①冬季スポーツ施設の利用を促進します。

- ・スキー、スケートなど冬季スポーツ施設の利用を促進します。
- また、気象条件に左右されず、屋内で気軽に楽しむことのできるカーリングを、小中学校授業への普及や、観光客への利用促進を行い、施設の有効活用を図ります。

②屋外体育施設の利用を促進します。

- ・屋外体育施設の利用促進を図るため、気軽に運動できるウォーキングやジョギングコースを設定するなど、競技以外の複合的な利用ができるよう関係機関と協議を図り、施設の有効活用を進めます。

③屋内体育施設の利用を促進します。

- ・屋内体育施設の利用促進を図るため、町内会や老人クラブなどへ利用を働きかけ、スポーツ教室や健康・体力づくり講座を開催し、施設の有効活用を進めます。

《施策9》 学校体育施設の有効活用を図ります

地域住民や子どもたちが多様な活動に使用できるよう、公共施設の有効活用を図ります。

【具体的施策】

◇小中学校体育施設開放事業の推進を図ります

①体育館やグラウンドの有効活用を図ります。

- ・スポーツ少年団などの活動に対して、体育館やグラウンドの有効活用が図れるよう関係機関や団体と協議を図ります。

◇高等学校、大学の体育施設などの有効活用を図ります

①高等学校や大学の体育施設などの有効活用を図ります。

- ・地域住民や地域スポーツの活動に対して、高等学校や大学が有する体育館やグラウンドなどの有効活用を推進するため、学校関係者などと協議を図り、施設の有効活用の充実に努めます。

《施策 10》 スポーツに関する情報収集と発信の充実を図ります

市民ニーズを的確に把握し、スポーツ活動に必要な情報を積極的に収集します。

また、様々なメディアを活用して、スポーツに関する情報提供の充実を図ります。

【具体的施策】

◇スポーツ情報の収集と発信の充実を図ります

①メディアの有効活用と情報の充実を図ります。

- ・宗谷管内のスポーツ情報を収集し、市民や観光客なども利用しやすい様々なメディアを通して、情報発信の充実を図ります。
- ・市民が気軽に体育施設の利用申し込みや空き状況の確認が行えるよう関係機関とHPの充実を図ります。

◇市民ニーズの把握と情報提供を図ります

①施設利用者のモニタリング調査と情報の有効活用を図ります。

- ・施設のモニタリング調査や各種事業アンケートなどを実施し、それらの結果を踏まえ、利用者のニーズを把握し、スポーツ活動の推進を図ります。

◇関係機関や団体と目的意識や情報の共有化を図ります

①関係機関や団体と連携強化・情報の共有化を図ります。

- ・北海道や各関係団体と連携強化を充実するとともに、情報の共有化を図ります。
- ・北海道が設置を予定している「スポーツ連携会議^{*18}」の取組状況を参考にし、関係機関や団体と連携会議の設置について検討します。

【用語の解説】

	用 語	解 説
* 1	スポーツ都市宣言	昭和 56 年 12 月に宣言され、スポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くため、次の目標を掲げています。 1. すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体力をつくりましょう。 2. すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪をひろげましょう。 3. すべての市民がスポーツを生活にとり入れ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。 以上 3 つの目標を掲げ、稚内市のスポーツ計画の最も基本となる宣言です。
* 2	市民皆スポーツ	スポーツの普及振興を図り、「スポーツ都市宣言」の目標達成のため、すべての市民が何らかの形でスポーツに取り組むことに主眼を置いています。
* 3	Q O L	quality of life の略語で人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念とされています。
* 4	スポーツ推進委員	市町村のスポーツ推進のために、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対する、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員です。
* 5	健康・体力づくり事業	稚内市が行う、市民誰もが参加できる、スポーツ事業の総称であり、ウォーキング事業・ニュースポーツ事業、体力測定事業などが含まれます。
* 6	市民スポーツ活動促進事業	市民対象別スポーツ教室、スポーツ交流事業などを行う委託事業と、指導者育成事業、競技力向上事業、体力診断推進事業などを行う補助事業があり、市民のスポーツ活動促進のための根幹となる事業です。
* 7	市民スポーツ意識調査	稚内市が行う市民が運動・スポーツについて日ごろどのような意識を持ち、どのような活動を望んでいるかを調査する 5 年に一度行うアンケート調査です。直近では平成 24 年度に行いました。
* 8	ジュニアスポーツ教室	「市民対象別スポーツ事業」の一部として小学 1 ～ 6 年生を対象に学校体育館などを中心に週 1 回実施しています。

* 9	ニュースポーツ	レクリエーションスポーツともよばれ、一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指し、既存のスポーツをプレーヤーの年齢・体力・運動技術・プレー環境などに応じて改変したものなどが含まれます。代表的な種目はカーリングを改変した「カローリング」、バレーボールを改変した「バルバレー」などがあります。
* 10	出前講座	各町内会や老人クラブ、学校、サークル・団体などの依頼を受け、ニュースポーツや体力測定を実施し、幅広く運動・スポーツ機会の提供を行う事業です。
* 11	地域巡回スポーツ事業	地域に赴き、学校や町内会館、活動拠点センター等でニュースポーツなどを地域住民の方に行っていただく事業です。
* 12	地域スポーツ活動	身近な環境で健康や楽しむことを志向したスポーツ活動を指し、地域の実態や住民のニーズに応じて行われる活動となっています。種目としては競技スポーツのみではなく、ウォーキングやジョギング、ニュースポーツなどのレクリエーションスポーツも含み、生涯スポーツ社会実現のための活動です。
* 13	社会教育人材バンク	「学びと遊びの玉手箱」とサブタイトルが付けられ、市民が自ら学習をすすめるための一助となることを目的に、稚内市が毎年作成しており、内容は、 1. 団体・サークル情報、2. 指導者・一芸名人情報、3. その他情報から構成されており、幅広い年齢層に対応したサークル情報や、日体協公認資格取得者などが記載されています。
* 14	「早寝早起き朝ごはん」	文部科学省が推奨し、PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体など数多くの団体で全国協議会が組織され、官民一体となって進めていく子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指す運動です。
* 15	親子スポーツ教室	「市民対象別スポーツ事業」の一部として、2～4歳の幼児と親子を対象としたスポーツ教室を週1回実施しています。

*16	新体力テスト	文部科学省が実施する「体力・運動能力調査」に平成 11 年度から導入されました。それまでのテストから国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、それまでのテストを全面的に見直されたもので、主な実施種目は握力測定、反復横とびなどがあり、上記の調査の結果から「子どもの体力低下」などが指摘されています。
*17	モニタリング調査	設定された目標を達成するため、一定の実施期間を定め、施設利用者に施設の利便性などについて行うアンケート調査です。
*18	スポーツ連携会議	北海道が設置を予定している国や道、各市町村、各種スポーツ団体、学校スポーツ関係団体、企業等が一同に会し、それぞれの活動において相互連携を図るために協議、情報交換等を行う場です。

資料

稚内市社会教育委員協議会
委員長 池 田 禮 子 様

次の事項について諮問します。
「第8次稚内市社会教育中期計画の立案について」

平成 25 年 10 月 16 日

稚内市教育委員会
教育委員長 井 上 幹 雄

本市の社会教育は、平成 21 年 6 月に策定した第 7 次稚内市社会教育中期計画（平成 21 年度～平成 25 年度）に基づき『子育て運動を基本とした地域力が育む稚内文化』を目標に推進しております。

本計画は平成 25 年度をもって最終年度を迎え、新たに第 8 次の稚内市社会教育中期計画を策定する運びとなりました。

この間の社会情勢は、経済の低迷、グローバル化や技術革新などにより急速に変化し、市民を取り巻く環境や生活意識にも大きな影響を与えています。

また、少子高齢社会の進行、家族形態の変容、個人の価値観やライフスタイルの多様化による地域における地縁的なつながりの希薄化を背景として、地域や家庭の教育力が低迷し、子どもたちを取り巻く環境にも変化が生じております。

このような激しい変化の中にあっても、一人ひとりが人間らしく生きられる社会を実現していくためには、市民が生涯にわたり、自らの学びを通して力強く歩んでいく「総合的な力」を身につけることが重要であり、また、子どもたちが自発的に新たな目標を見出し、たくましく行動することができる「生きる力」を多様な体験の中で育んでいく必要があります。

今後の社会教育行政には、市民一人ひとりが主人公として自ら行動していくための学習機会の創出、援助、また、その学習の成果をひいては協働によるまちづくりに活かすことのできる環境づくりが求められております。併せて、優れた芸術・文化の振興を図っていくためには、市民が個性豊かな芸術や作品に触れる機会を増やすとともに、自ら積極的に文化活動に取り組む環境づくりも求められています。これからは市民が互いに学び合い、育ち合う相互学習を通して、確かな絆を感じることができる社会を共に創っていくことが大切な役割の一つであります。

このようなことから、第 4 次稚内市総合計画と第 3 次稚内市生涯学習推進計画との連動のもと、次期 5 ヶ年（平成 26 年度から平成 30 年度）の本市の社会教育の指針となる第 8 次稚内市社会教育中期計画の策定について、以下のとおり立案の項目を示し、社会教育の振興策について計画の立案を諮問します。

〈立案項目〉

- 1、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 ヶ年における社会教育推進基本目標及び重点項目の設定
- 2、領域・分野別に現状の把握と分析、課題の設定
- 3、重点目標、推進施策、年次別推進計画の設定

諮 問 内 容

- (1) 平成26年度から平成30年度の5ヶ年における社会教育推進基本目標及び基本方針を定める。
- (2) 平成26年度から平成30年度の5ヶ年における社会教育推進目標を定める。
- (3) ・家庭教育（子育て支援）における現状と課題（スポーツ活動を除く）
・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における家庭教育（子育て支援）の重点目標を定める。（スポーツ活動を除く）
・家庭教育（子育て支援）に関する推進施策について。（スポーツ活動を除く）
- (4) ・青少年教育（スポーツ活動を除く）における現状と課題
・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における青少年教育（スポーツ活動を除く）の重点目標を定める。
・青少年教育（スポーツ活動を除く）に関する推進施策について。
- (5) ・成人における現状と課題（スポーツ活動を除く）
・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における成人の重点目標を定める。（スポーツ活動を除く）
・成人に関する推進施策について。（スポーツ活動を除く）
- (6) ・高齢者教育における現状と課題（スポーツ活動を除く）
・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における高齢者教育の重点目標を定める。（スポーツ活動を除く）
・高齢者教育に関する推進施策について。（スポーツ活動を除く）
- (7) ・芸術・文化の振興における現状と課題
・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における芸術・文化の重点目標を定める。
・芸術・文化に関する推進施策について。
- (8) ・社会教育施設における現状と課題（体育施設を除く）
・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における社会教育施設の重点目標を定める。（体育施設を除く）
・社会教育施設に関する推進施策について。（体育施設を除く）

平成 26 年 6 月 26 日

稚内市教育委員会

委員長 井 上 幹 雄 様

稚内市社会教育委員協議会

委員長 池 田 禮 子

第 8 次稚内市社会教育中期計画の策定について（答申）

平成 25 年 10 月 16 日付けで教育委員長より諮問を受けました「第 8 次稚内市社会教育中期計画」の策定について、本社会教育委員協議会では社会教育委員及び社会教育担当で構成する「社会教育中期計画策定委員会」を設置し、その中で全体会議及び 5 つの領域部会などを開催し、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の本市における社会教育振興の課題や方策について検討を重ねてまいりました。

ここに、その検討結果として『楽しく学び 育ちあう みんなの “つながり” で創ろう！ 一人ひとりが輝く稚内 ～子育て運動を未来へ！～』をスローガンに掲げた「第 8 次稚内市社会教育中期計画」として答申いたします。

この答申では、急速に進んで行く少子高齢化や高度な情報化等によって生じる様々な課題を踏まえ、稚内市の財産である「子育て運動」を活かし未来へと継承していくことを念頭に、子どもから高齢者までがそれぞれつながりを持ち、そこでの学びあいを通じて誰もが輝けるような稚内になるよう、これからの社会教育の方向性を示しております。

つきましては、本答申の目標や推進方策などを十分に考慮頂き、稚内市の社会教育推進に向けて尽力されますことを切に要望いたします。

第 8 次稚内市社会教育中期計画策定の経過

年	月日	会議
平成 25 年	10 月 16 日	教育委員長から社会教育委員協議会へ計画立案の諮問
	11 月 28 日	第 1 回 社会教育中期計画策定委員会
	12 月 10 日	青少年教育部会【第 1 回】
	12 月 11 日	成人教育・高齢者教育部会【第 1 回】 家庭教育（子育て支援）部会【第 1 回】
	12 月 12 日	活動支援部会【第 1 回】
	12 月 16 日	第 2 回 社会教育中期計画策定委員会
	12 月 25 日	家庭教育（子育て支援）部会【第 2 回】
	12 月 26 日	活動支援部会【第 2 回】 青少年教育部会【第 2 回】
平成 26 年	1 月 7 日	成人教育・高齢者教育部会【第 2 回】
	1 月 14 日	青少年教育部会【第 3 回】 家庭教育（子育て支援）部会【第 3 回】
	1 月 15 日	活動支援部会【第 3 回】
	1 月 20 日	成人教育・高齢者教育部会【第 3 回】 第 3 回 社会教育中期計画策定委員会
	1 月 29 日	活動支援部会【第 4 回】
	2 月 3 日	家庭教育（子育て支援）部会【第 4 回】
	2 月 5 日	成人教育・高齢者教育部会【第 4 回】
	2 月 6 日	活動支援部会【第 5 回】 青少年教育部会【第 4 回】
	2 月 12 日	青少年教育部会【第 5 回】 成人教育・高齢者教育部会【第 5 回】
	2 月 26 日	第 4 回 社会教育中期計画策定委員会
	3 月 31 日	(社会教育委員協議会)
	6 月 26 日	社会教育委員協議会委員長から教育委員長へ答申
	6 月 30 日	教育委員会議にて答申の報告
	7 月 23 日	教育委員会議にて議案として審議（承認）
	8 月 19 日	稚内市庁内部長会議に提出（報告案件として）
	8 月 28 日	民生文教常任委員会にて審議
	9 月 1～22 日	～ パブリックコメント期間 ～

第8次稚内市社会教育中期計画策定委員会 委員名簿

社会教育委員	氏 名	所 属	氏 名
委 員 長	池 田 禮 子	社 会 教 育 課 長	工 藤 紳 吉
副委員長	石 塚 英 資	社 会 教 育 G 主 査	橋 本 英 一
委 員	家 坂 登	社 会 教 育 G 主 査	市 川 正 和
委 員	中 尾 忠	スポーツ・文化G主査	今 井 哲 也
委 員	森 容 子	社 会 教 育 課 技 師	亀 山 英 児
委 員	吉 田 一 栄	社 会 教 育 課 技 師	辻 口 剛
委 員	山 口 達 哉	社 会 教 育 課 主 事	白 坂 孝
委 員	若 原 幸 範	社 会 教 育 課 主 事	飯 田 夕 紀
委 員	藤 谷 千 賀 子	社 会 教 育 課 主 事	岡 田 哲 哉
委 員	丸 山 修	社 会 教 育 課 主 事	鎌 田 隆 雅
		生涯学習アドバイザー	遠 藤 尚 実
		教 育 総 務 課	亀 谷 祥 史
		学 校 教 育 課	伊 藤 弘 喜
		こ ど も 課	新 井 久 美 子
		科 学 振 興 課	奥 山 哲 也
		図 書 館	堀 内 淳
		教 育 研 究 所	高 井 徳 廣

第8次稚内市社会教育中期計画策定委員会 各部会別構成

部会名		人数	策定委員氏名
青少年教育部会		6	丸 山 修
			森 容 子
			橋 本 英 一
			辻 口 剛
			伊 藤 弘 喜
			高 井 徳 廣
成人教育	家庭教育部会 (子育て支援)	6	中 尾 忠
			吉 田 一 栄
			工 藤 紳 吉
			亀 山 英 児
			新 井 久美子
			鎌 田 隆 雅
	成人教育 高齢者教育部会 ※成人教育と高齢者 教育に分かれてワー クショップを行う場 合有	8	池 田 禮 子
			石 塚 英 資
			山 口 達 哉
			若 原 幸 範
			今 井 哲 也
			飯 田 夕 紀
			遠 藤 尚 実
			亀 谷 祥 史
活動支援	芸術・文化 社会教育施設	6	家 坂 登
			藤 谷 千賀子
			白 坂 孝
			岡 田 哲 哉
			堀 内 淳
			奥 山 哲 也

稚内市スポーツ推進審議会
会長 葛西 勉 様

次の事項について諮問いたします。
「第7次稚内市スポーツ推進中期計画の立案について」

平成 25 年 9 月 18 日

稚内市教育委員会
教育委員長 井 上 幹 雄

本市のスポーツ施策は、平成 21 年 6 月に策定した第 6 次稚内市スポーツ推進中期計画（平成 21 年度～平成 25 年度）に基づき、『「いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも楽しめる 豊かな生涯スポーツのまち～わっかないの創造』を目標に推進しております。

本計画も平成 25 年度をもって最終年度を迎え、新たに第 7 次の稚内市スポーツ推進中期計画を策定することとなります。

少子高齢化の進行や価値観の多様化などスポーツの実施率やスポーツへの関心が低下し、スポーツを取り巻く状況は厳しさを増しています。

これらを一因とする運動不足による肥満、生活習慣病の低年齢化なども大きな社会問題となっておりますが、本市においても、子どもの体力低下、中高運動部活動及びスポーツ少年団の指導者不足、施設の老朽化などスポーツに関する様々な課題を抱えております。

また、今日において、スポーツは体を動かすことだけではなく、家庭、学校、地域の様々な人とのつながりを育み、日々の豊かな生活を形成する生涯学習の分野としても発展しています。

以上のような現状を踏まえ、時代背景や経済情勢の変化に対応し、スポーツを通じてすべての人たちが幸福で、豊かな生活を営むことができる社会を構築するために必要と考えられる「生涯スポーツの推進」や生きがいづくり、また、子どもたちのスポーツ活動における「競技力の向上」など、いま求められている新たな課題の達成に向けてスポーツ行政の指針となる本計画は大変重要なものであります。

については、第 4 次稚内市総合計画、第 3 次稚内市生涯学習推進計画、第 8 次稚内市社会教育中期計画等の諸計画との連動のもと、本市のスポーツ推進の指針となる第 7 次稚内市スポーツ推進中期計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の策定にあたり、以下の立案項目について諮問いたします。

〈立案項目〉

- 1、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 ヶ年におけるスポーツ推進基本目標及び重点目標について
- 2、現状の把握と分析、領域別課題について
- 3、重点目標、推進施策、年次別推進計画について

諮 問 内 容

- (1) 平成26年度から平成30年度の5ヶ年におけるスポーツ推進基本目標及び基本方針について
- (2) 平成26年度から平成30年度の5ヶ年におけるスポーツ推進目標について
- (3) ・生涯スポーツの振興の現状と課題について
 - ・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における生涯スポーツの振興の重点目標について
 - ・生涯スポーツの振興に関する推進施策について
- (4) ・競技スポーツの振興の現状と課題について
 - ・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における競技スポーツの振興の重点目標について
 - ・競技スポーツの振興に関する推進施策について
- (5) ・子どもの体力向上とスポーツ活動の充実の現状と課題について
 - ・平成26年度から平成30年度の5ヶ年における子どもの体力向上とスポーツ活動の充実の重点目標について
 - ・子どもの体力向上とスポーツ活動の充実に関する推進施策について
- (6) ・スポーツ環境の整備・充実の現状と課題について
 - ・平成26年度から平成30年度の5ヶ年におけるスポーツ環境の整備・充実の重点目標について
 - ・スポーツ環境の整備・充実に関する推進施策について

答 申 書

平成 26 年 1 月 29 日

稚内市教育委員会
教育委員長 井上 幹雄 様

稚内市スポーツ推進審議会
会 長 葛 西 勉

平成 25 年 9 月 18 日付で稚内市教育委員長より諮問のありました「第 7 次稚内市スポーツ推進中期計画の立案について」当スポーツ推進審議会におきまして、平成 26 年度から平成 30 年度にいたる 5 年間の本市スポーツ推進の指針とすべく、関係者のご協力をいただきながら策定作業を進めてまいりました。その結果を下記のとおり答申いたします。

記

○平成 26 年度から平成 30 年度の 5 ヶ年におけるスポーツ推進計画の基本理念について

○基本理念

「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」健康で心豊かなまちづくりはスポーツから

本計画が目指すスポーツの姿を「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」の 4 つに分類し、全市民がスポーツに関心を持ち、主体的に関わり、スポーツによって生きがいや地域の連携を育むことを目指します。

また、計画達成のために下記の 4 つの重点目標を設定します。

○重点目標 1 【生涯スポーツをすすめます。】について

心身ともに健康で充実した生活を営むために、生涯にわたり、豊かなスポーツライフを送ることが大切なことから、「年齢や目的に応じたスポーツ活動の推進」などの推進施策を定め、様々なスポーツに親しむ中で、異世代や地域での交流の促進を図り、情報提供や活動の場の充実を図ることを目的として施策等を進め、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

○重点目標 2【競技力の向上をすすめます。】について

指導者や選手への支援体制の充実やトップレベルの競技に触れるスポーツ合宿誘致や大会開催支援などの充実を図る為、「スポーツ合宿、各種競技大会の誘致と開催支援」などの推進施策を定め、市民のスポーツへの関心を高め、競技人口の拡大や各スポーツ団体への支援などの充実を図り、競技力の向上を目指します。

○重点目標 3【子どもたちの体力向上をすすめます。】について

本市においても子どもの体力低下は喫緊の課題であり、運動・スポーツのみでなく、生活習慣の改善も含めた学校・地域・家庭等との連携が必要な現状にあることから、「家庭や地域などの身近なスポーツ活動の充実」などの推進施策を定め、新体力テスト実施による子どもの体力の現状把握を基礎とした体育授業の充実や、子どもの体力向上に寄与するプログラムの提供などを行い、子どもたちの体力向上をすすめてまいります。

○重点目標 4【スポーツ環境の整備と充実をすすめます。】について

市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備・充実と情報提供の充実などソフト面に関するニーズも高まっている現状から「スポーツ施設の整備・充実と有効活用の推進」などの推進施策を定め、スポーツ施設の計画的な整備・改修を進めるための整備方針の策定などを進めるとともに、気象条件に左右されず幅広い年齢層が気軽に楽しむことのできるカーリング施設の充実など一年を通じてスポーツに親しむことのできる環境づくりをすすめてまいります。

以上

スポーツ都市宣言

私たち稚内市民は、スポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くため、次の目標を掲げここに「スポーツ都市」の宣言をします。

- 1、 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体力をつくりましょう。
- 2、 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましょう。
- 3、 すべての市民がスポーツを生活にとり入れ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

昭和56年12月 5 日制定



子育て平和都市宣言

日本最北端の国際都市・稚内は、戦争のない世界平和と美しい自然、かおり高い文化を永遠に願うふるさとでありたい。

ふるさとの次代を担う子どもたちのすこやかな成長と平和なまちづくりをすすめることは、すべての大人の責任である。

この願いをこめたふるさとづくりは、わたくしたち市民の責任である。

わたくしたち稚内市民は、市民ぐるみの子育てと平和をもとめる運動の責任と義務を自覚し、市民一人ひとりのたゆまぬ努力を誓って、ここに「子育て平和都市」を宣言する。

昭和61年6月7日

稚 内 市